

令和 6 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：伊万里有田共立病院

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.0 %
全職員	62.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別、勤続年数別及び給料表別の情報

* 地方公共団体（一部事務組合）における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体（一部事務組合）の条例（規程）で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別（科長及び室長以上）

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職以上（管理職手当支給あり）	45.0 %
科長・室長相当職（管理職手当支給なし）	96.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
11～15年目	77.3 %
6～10年目	86.3 %
1～5年目	55.7 %

※平成 24 年 3 月開院のため、勤続 15 年目以降の職員は在籍しない。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(3) 給料表別

給料表（職種）	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
医療職給料表（一）（医師）	77.4 %
医療職給料表（二）（医療技術職）	86.6 %
医療職給料表（三）（看護師）	101.8 %
行政職給料表（事務職）	104.3 %

【説明欄】

◆付記事項

- ・対象期間：令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）
- ・給与：「給与所得に対する源泉徴収簿」中、給料・手当等の「総支給金額」と賞与等の「総支給金額」の和をいう。なお、当該額には、通勤手当（非課税部分）等の実費経費や退職手当は含まれない。

◆給与差異に係る補足事項

- ・給与・手当において男女の差異はなし。
- ・特に医師において男性の割合が高いため、男女差異が生じている。